# 自己評価報告書

平成21年4月17日現在

研究種目:基盤研究(A)研究期間:2006~2009課題番号:18203006

研究課題名(和文) 先端的医療・医学研究の実体法規制に関する包括的研究

研究課題名 (英文) Integrated studies on legal regulations of medical treatements and

medical researches

研究代表者

水野 紀子 (MIZUNO NORIKO)

東北大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号: 40114665

研究分野:社会科学

科研費の分科・細目:法学・新領域法学

キーワード: 医事法、医療倫理、先端的医療、生殖補助医療、医療契約、医療過誤、ヒト試料

の利用規制

# 1. 研究計画の概要

本研究の目的は、先端的医療・医学研究の 実施に際して、患者・被験者等の利益を保護 し、生命倫理の観点から逸脱した行動を規制 しつつ、適正な範囲での先端的医療・医学研 究の発展を可能にすべく、その法的規律を明 確化することにある。そのための具体的分析 手法として、本研究では個別的アプローチで はなく一般的アプローチを採用し、あくまで 一般法理論との関連において問題状況を分 析・検討した上で、医事法領域に広い射程を 有しうる法理論を展開しつつ具体的解決を 模索する。また実定法学はあくまで現実に発 生する諸問題の解決に向けた具体的指針を 提供しうる点にこそ社会的有用性が存する のであるから、一般的アプローチの前提とな る具体的な問題状況の分析をも行う。

## 2. 研究の進捗状況

域における法的問題解決の主導的な役割を 果たしてきた。たとえば生命・倫理安全部会 での ES 細胞指針の審議、生殖補助医療研究 専門委員会、ヒト胚研究に関する専門委員会、 代理懐胎をめぐる日本学術会議の審議など に関与している。またこの間に下された最高 裁判例においては、凍結精子による死後懐胎 ケースにつき水野紀子が、代理懐胎ケースに つき早川眞一郎がそれぞれ高裁評釈をして おり、それらの評釈が最高裁判決に与えた影 響は明らかである。

また研究論文においても、先端的医療・医 学研究の実施に際して、患者・被験者等の利 益を保護し、生命倫理の観点から逸脱した行 動を規制しつつ、適正な範囲での発展を可能 にすべく、その法的規律を明確化する成果を あげている。あくまで一般法理論との関連に おいて問題状況を分析・検討した上で、医事 法領域に広い射程を有しうる法理論を展開 しつつ具体的解決を模索する方針は、それぞ れのメンバーの成果において貫かれている。 たとえば米村滋人の生体試料をめぐる諸論 文は、民法の所有権体系や契約法との整合性 を意識した発展性のある研究であり、医療過 誤の損害賠償に関して憲法との関係におい ても「制度化コスト」概念の提唱によって体 系的な構築を試みる業績も特筆される。

#### 3. 現在までの達成度

②おおむね順調に進展している。

個別問題についての研究業績は大きな成果を上げており、それらの業績において一般的アプローチを前提に解決が模索されてい

るが、統一的な一般的アプローチ全体を提言 することは今年度の課題である。

## 4. 今後の研究の推進方策

最終年度に当たる今年度は、これまでの研究をまとめる大規模なシンポジウム開催を予定しているほか、メンバーの総力を挙げた 医事法体系書執筆を推進する予定である。

# 5. 代表的な研究成果

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計 112 件)

- ① <u>米村滋人</u>、医療に関する基本権規範と私 法規範、法学セミナー、53 巻 10 号、28-32 頁、2008 年、査読有
- ② 水野紀子、生殖補助医療と子の権利、法 律時報、998号、31-36頁、2007年、査 読有
- ③ 早川眞一郎、外国判決の承認における公 序要件一外国人代理母が出産した子に つき、代理出産を依頼した日本人夫婦が 実子としての出生届をすることは認め られるか(判例評釈)、判例タイムズ、 1225号、58-75頁、2007年、査読有
- ④ <u>米村滋人</u>、医学研究における被験者意思 と倫理委員会―生体試料提供の諸問題 に着目して、ジュリスト、1139 号、11-17 頁、2007 年、査読有

#### 〔図書〕(計 39 件)

① <u>水野紀子、河上正二</u>、有斐閣、(能見善 久・瀬川信久・佐藤岩昭・森田修編)『民 法学における法と政策(平井宜雄先生古 稀記念論文集)』、2007 年、総頁 808 頁、 水野 745-769 頁、河上 593-615 頁